



生 環 第 4 5 号  
平成 23 年 1 月 27 日

大阪府健康医療部薬務課長 様

大阪府警察本部生活安全部生活環境課長



シアン化金カリウムを取り扱う事業者への指導の徹底について（依頼）

貴台におかれましては、平素、警察行政の各般にわたり、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る1月7日、栃木県内の非鉄金属製造会社において毒物及び劇物取締法で規定する毒物でありますシアン化金カリウム 1,100 グラムが盗難に遭った旨の届出がなされたところではありますが、この他にも、昨年末に岡山県内の鍍金工場においてシアン化金カリウムが盗難被害にあったと思われる届出がなされているところであります。

栃木県内で発生した事例のシアン化金カリウムは約 900 人分の致死量に相当する青酸カリが含まれているものであり、現在、鋭意捜査を行うとともに当府を含む各都道府県警察においては、不測の事態に備えて警戒強化等に努めているところであります。

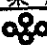
いずれの事例についても、保管管理に係る違反事項はなかったものの盗難被害が発生していることから、今後ともこの種事案が続発すると国民生活に混乱が生じるとともに国民に大きな不安感を与えることとなります。

つきましては、本事例を受け、貴管下に係る毒物・劇物販売業者等に対し、下記事項について指導を徹底していただきますよう格段の御配慮をお願いします。

記

- 1 シアン化金カリウムは、犯罪に供用されるおそれがあることを十分認識し、盗難、紛失等を防止するための自主管理体制を強化すること。
- 2 貯蔵・保管設備の点検整備等の保管管理を徹底すること。
- 3 シアン化金カリウムの保管状況の点検、出納簿冊と物品との照合を定期的を実施すること。
- 4 盗難等の事案が発生したとき又は盗難等に遭った物質が発見されたときは、直ちに警察に連絡すること。

以 上

収	受
平	23.1.28
薬第	号
	大阪府